

◎定期報告書の提出（則第 24 条第 5 項及び第 6 項）

1. 報告書の種類

報告書の種類	提出部数
イ 期末倉庫使用状況報告書（則第 8 号様式）	各 1 通
ロ 受寄物入出庫高及び保管残高報告書（則第 9 号様式）	

※ 報告書は、当該報告に係る営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出。

2. 報告書の提出期限

イ及びロの報告書は、当該期の経過後 30 日以内に提出すること。

- ・ 第 1 四半期（4・5・6 月分） → 7 月末までに提出
- ・ 第 2 四半期（7・8・9 月分） → 10 月末までに提出
- ・ 第 3 四半期（10・11・12 月分） → 1 月末までに提出
- ・ 第 4 四半期（1・2・3 月分） → 4 月末までに提出

3. 報告書の提出方法

以下の方法によりご提出ください。

① 電子報告

国土交通省ホームページ「倉庫統計の電子報告について」

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

※当面の間は基本的に協会非加盟事業者を対象としますのでご注意ください。

② 郵送

〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1
名古屋合同庁舎第 1 号館
中部運輸局交通政策部環境・物流課 あて

③ 持参

名古屋合同庁舎第 1 号館 10F 環境・物流課 あて

4. 報告書の記載要領

【期末倉庫使用状況報告書（則第8号様式）】

- イ 営業所ごとに、かつ、倉庫の所在する都道府県別に作成すること。
（倉庫が2県以上に所在し、1営業所がこれらを管轄している場合は、当該営業所は倉庫の所在する県別に別々の報告書を作成すること。）
- ロ 延べ面積及び有効容積についての数量は、小数点第一位以下を四捨五入すること。
- ハ 「所管面積（容積）」の欄には、倉庫業に係る倉庫のみについて記載し、その他の自己所有の倉庫（自家用倉庫、他の倉庫業者、製造業者等への貸庫等）についてはこの欄には記載しないこと。
なお、他の倉庫業者、製造業者等への貸庫については、「備考」の欄に「貸庫・倉庫業者〇〇㎡（m²）非倉庫業者〇〇㎡（m²）」の例により記載すること。
- ニ 「使用状況」の欄に記載する在貨面積（容積）は、冷蔵倉庫以外の倉庫については、受寄物（倉庫寄託貨物すなわち倉庫保管料の適用のある貨物）の占有する面積（容積）のみとし、当該貨物の保管のために必要とされている通路、踊り場、荷ずり木等の占有する面積（容積）は在貨面積（容積）に含めないこと。
- ホ 冷蔵倉庫の「受寄物在庫容積」の上欄には、容積建保管契約容積と容積建保管契約に係る寄託貨物以外の寄託貨物の占有する容積の合計容積を記載すること。
- ヘ 容積建保管契約に係る寄託貨物以外の寄託貨物（冷蔵倉庫保管料のうち、一般保管料の対象貨物）の占有する容積の算定については、上記二と同様の方式によること。容積建保管契約容積は、当該契約に係る貨物の有無にかかわらず容積建保管として契約している容積を記載すること。
なお、この容積は「受寄物在庫容積」の下欄に、上欄の数字の内数として記載すること。
- ト 所管面積（容積）に異動があった場合には、その理由を「備考」の欄に記載すること。

【受寄物入出庫高及び保管残高報告書（則第9号様式）】

- イ 営業所ごとに、かつ、倉庫の所在する都道府県別に一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫、危険品倉庫、水面倉庫及び冷蔵倉庫に分けて作成すること。
（同種類の倉庫が2県以上に所在し、1営業所がこれらを管轄している場合には、当該営業所は各都道府県別に別々の報告書を作成すること。）
- ロ 冷蔵倉庫については、「金額」の欄及び容積建保管契約に係る貨物の入出庫高、残高を記載する必要はない。
なお、その他の倉庫にあつては、「金額」欄は第一四半期末の記載のみでよい。
- ハ 本報告書には、受寄物（倉庫寄託貨物すなわち倉庫保管料の適用のある貨物）についてのみ計上すること。（自家貨物、上屋扱貨物は計上しないこと。）
- ニ 品目の欄には、下記のとおり番号順に番号とともに記載すること。
（1）一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫及び危険品倉庫
40品目（別紙品目表のとおり）
（2）水面倉庫
1 国産針葉樹 2 国産広葉樹 3 北洋材 4 アラスカ材 5 米材角 6 米材丸太
7 米材板子 8 南洋材 9 台湾材 10 ニュージーランド材 11 その他（北洋材には沿海州材、カラフト材等を含み、南洋材はラワン材等を含む。）
（3）冷蔵倉庫
10品目（別紙品目表のとおり）
- ホ 数量及び金額は小数点第一位以下を四捨五入すること。
- ヘ 一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫及び危険品倉庫並びに冷蔵倉庫に係る数量の単位は、「t」とし、普通倉庫にあつては1,000kg又は1.133m³をもって1 tとし、冷蔵倉庫にあつては1,000kg又は2.5m³をもって1 tとする。
- ト 受寄物を他の倉庫業者へ再寄託した場合には、当該受寄物については計上しないこと。
（再寄託を受けた者がその提出する報告書に当該受寄物について計上することとなる）
- チ 受寄物の入出庫又は保管残高が皆無の場合においても作成すること。
- リ 自家貨物として入庫したものが名義変更により受寄物となった場合及び上屋扱い貨物として入庫したものが庫内で一定期間後受寄物に変更された場合は、それぞれ受寄物となった時点を受寄物の入庫として取り扱うこと。

品 目 分 類 表

一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫、危険品倉庫品目分類表

				備 考
1	米	米類		ぬかは「動植物性飼・肥料」に分類 強化米、人造米及び小麦粉は、「その他の食料工業品」に分類
2	麦	麦類…大麦、小麦、えん麦、らい麦、精麦		
3	雑 穀	とうもろこし（メイズ）、もろこし（マイロ）、あわ、ひえ、きび、そば		
4	豆	大豆、豆類		1. 豆科野菜の成熟したもの 2. 枝豆、さやえんどう、さやいんげん等未成熟（例さやつき）のものは「その他の農産品」に分類 3. 大豆かすは「動植物性飼・肥料」に分類
5	畜 産 品	動物性粗繊維…繭、羊毛、 鳥の羽毛等 原皮…牛皮、羊皮等 原毛皮…兔、羊、 らっこ等 の毛皮等 その他の畜産品…蜂蜜、薬用 動物原料等	いずれも仕 上げをして をしていな もの	1. 仕上げをしてある皮、毛皮の衣服、皮で仕上げた身廻品、はきもの、装備品等は「その他の日用品」に、牛革、ベルト革等その他の皮製品は「その他の製造工業品」に分類 2. ハム、ベーコン、ソーセージで鳥獣肉製のもの「その他の食料工業品」に分類 3. バター、チーズ、粉乳等の酪農製品は「その他の食料工業品」に分類
6	水 産 品	魚介類…塩蔵のもの、くん製のもの、にぼし、削り節等 その他の水産品…藻類、貝殻、 海綿、真珠、べっこう等		缶詰、びん詰は、「缶詰・びん詰」に分類
7	油脂用作物	菜種、ごま、棉実、椿実、亜麻仁		
8	葉 た ば こ	葉たばこ		
9	その他の農産品	繊維用作物…棉花、コットン、大麻、あし等 砂糖原料作物…さとうきび、てん菜等 嗜好料作物（除く葉たばこ）…茶、 コーヒー豆等 製紙原料作物…こうぞ、みつまた 等 薬用作物…はっか、除虫菊、薬 用人参等 香辛料作物…とうがらし、こしょう 等 野菜類、果物類、いも類 わら工品…なわ、むしろ等		1. 製茶、精製したコーヒー、ココア等は「その他の食料工業品」に分類 2. たわら、かますは「雑品」に分類 3. 畳表、すだれ等の草類製品は「その他の製造工業品」に分類

		その他の農産加工品…麦わら、もろこしがら、麻くさ等 その他の農産品…飼・肥料用種子、野菜種子、球根、切花等	
10	天然ゴム	天然ゴム	
11	木材	原木…製材用原木、パルプ用原木、坑木、その他の原木 製材…板、挽角、鉄道枕木、みがき丸太 その他の林産品（除く天然ゴム）…樹皮、葉、竹、コルク板、苗木、天然樹脂、生うるし、盆栽、薪炭等	1. 原木とは山から伐採し、樹木の枝をはらったいわゆる丸太及びちょうなではらったままの粗材をいう 2. 防腐木材を含む 3. ベニヤ、合板は「その他の製造工業品」に分類
12	非金属鉱物	砂利、砂 石材…基礎石材、加工石材、砥石、石製品、石灰石、りん鉱石 原塩…岩塩、天日塩、にがり 原油…天然揮発油、天然アスファルト、石油等 その他の非金属鉱物…硫黄、石こう、白土 耐火・保温用材、陶磁器用材、肥料用材、研磨材、工芸用材（ダイヤモンド、めのうの原石等）、湯の花、火山灰、天然ガス等	1. 石灰は「その他の窯業品」に分類 2. 食塩、食卓用塩は「その他の食料工業品」に分類 3. 軽油、揮発油等は「石油製品」に分類 4. 天然ガス製品は「化学薬品」に分類
13	鉄鋼	鉄、鋼（粗鋼） 鋼材…棒鋼、形鋼、鋼板、鋼管、線材等	鉄鋼には鉄、鋼および鉄合金の粗製品を含む
14	非鉄金属	地金、合金、伸銅品、電線ケーブル	電線ケーブルは被覆されたものを含む
15	金属製品	建設用金属製品…液体貯蔵槽、ガス貯蔵槽、鉄塔、鉄構物（金属製建設用完成部品）等 建築用金属製品…金属製家屋建築用材 線材製品…釘、有刺鉄線、ワイヤーロープ、針等 刃物…バリカン、はさみ、ナイフ、かみそり等 道具…のみ、きり、スコップ、くわ等 工具…大工道具、ドリル、スパナ、金切弓鋸刃等 その他の金属製品…ばね、呼鈴、錠、ちょうつがい、鋳物等	1. ドラム缶等金属製容器は「雑品」に分類 2. 針金は「鉄鋼」に分類 3. 金属製の台所用品、食卓用品は「その他の日用品」に分類 4. 金属製玩具は「その他の日用品」に分類

16	電 気 機 械	<p>回転電気機械…発電機、電動機等 配電及び制御装置…整流器、変圧器、配電制御装置の部分品等 照明器具…屋内用、屋外用乗物用照明器具（電球、電池）等民生用電気機器…電気アイロン、レンジ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、ルームクーラー、扇風機等 通信及び関連装置…電話機、ラジオ受信機、レーダ、録音機、レコードプレーヤー、アンテナ、テレビジョン、テレビジョン放送装置等 電子応用装置…X線装置、電子計算機、電子顕微鏡等 電子管、半導体素子…送信用、受信用真空管、トランジスタ等 その他の電気機械…自動車、航空機、船舶等の内燃機関用電気機器等</p>	
17	その他の機械	<p>産業機械…ボイラー機関、タービン、金属加工機械、運搬、昇降及び貨物取扱装置、化学機械、冷凍機、空気調節装置、繊維機械、ミシン、鉱山機械、土木建設機械、農業機械、その他の産業用機械及び機械部分品 輸送機械…鉄道車両、自動車、自動車及びその他の車両、船舶航空機及びこれらの部分品 その他の機械…計量、測定及び測量機械、時計光学機械、医療用機械器具及び装置、事務用機械、商業及びサービス業用装置、保安及び衛生装置、警報及び信号装置、料理用・暖房用装置その他の機械（兵器）</p>	<p>1. 機械部分品…例えばエンジン、ゴムタイヤ、電気部品は機械の本体と離れて保管される場合は、それぞれ「その他の機械」、「ゴム製品」「電気機械」に分類 2. 農業用道具は「その他の製造工業品」に分類 3. くわ、スコップ等は「金属製品」に分類 4. 電子計算機は「電気機械」に分類</p>
18	板ガラス・同製品	<p>板ガラス…普通板ガラス、安全ガラス、金属線又は金属網入板ガラス等 ガラス製品…ガラスの塊、ガラスレンズ、ガラス製台所用品及び食卓用品等</p>	<p>外装用、輸送用ガラス製容器は「雑品」に分類</p>
19	その他の窯業品	<p>セメント セメント製品…コンクリート製品、セメントモルタル製品、その他のセメント製品 れんが、石灰 その他の窯業品…陶磁器、石綿セメント製品、炭素製品、耐火材、タイル、土管、瓦等</p>	<p>1. 外装用、輸送用の陶磁器製容器は「雑品」に分類 2. 陶磁器浴槽、便器、洗面器は「</p>

20	石油製品	揮発油、重油 その他の石油…燃料油、潤滑油等 その他の石油製品…パラフィン、石油ガス製品、液化プロパン等	その他の日用品」に分類原油は「非金属鉱物」に分類
21	化学薬品	硫酸 ソーダ…苛性ソーダ、ソーダ灰等塩酸、硝酸、アンモニア、カーバイド、塩素無機工業薬品…亜鉛化合物、アルミニウム化合物、硫黄化合物、ソーダー化合物 タール製品 有機工業薬品…しょう脳、天然染料、ナフタリン系化合物、酢酸、クエン酸、メチルアルコール、グリセリン、エーテル等 圧縮ガス…高圧ガス、天然ガス製品等 その他の化学薬品…試薬、サッカリン、冷凍剤等	プロパンガス、ブタンガスは「石油製品」に分類
22	化学肥料	窒素質肥料…硫酸アンモニウム、尿素等 りん酸質肥料…トーマスりん肥、過りん酸石灰等 加里質肥料…塩化カリ、硫酸カリ等 その他の化学肥料…化成肥料、配合肥料等	動植物性肥料は「動植物性飼・肥料」に、鉱物性天然肥料は「非金属鉱物」に分類
23	染・顔・塗料	合成染料…直接染料、酸性染料、油溶染料等 顔料…カーボンブラック、群青、黄鉛等 塗料…調合ペイント、ラッカー、エナメル、シンナー等	
24	合成樹脂	石炭酸フェノール、尿素樹脂、メラミン樹脂、ポリビニール、アルコール、ポリビニールエステル、ポリ塩化ビニール、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリアミド樹脂、セルローズ系可塑性プラスチック合成ゴム、合成生ゴム、生ゴム	1. 合成樹脂製の家具、食器、玩具等は「その他の日用品」に分類 2. ゴム製品は「ゴム製品」に分類
25	その他の化学工業品	動物性油脂…豚油、牛油、魚油、鯨油、肝油等 植物性油脂…亜麻仁油、ごま油、なたね油、オリーブ油、パーム油等 加工油脂…吹込油、ボイル油、ろうそく、ウインター油等 化粧品…香水、クリーム、紅、歯み	

		<p>がき、ポマード等 医薬品…ビタミン、ワクチン、ペニシリン等 石けん・洗剤…石けん、クリーニング剤、ワックス等 写真感光材料…フィルム、印画紙等 火薬類…火薬、爆薬等 農薬、殺虫剤…水銀剤、パラチオン剤、くん蒸剤、除草剤、除虫菊粉等 その他の化学工業品…印刷インキ、線香、ゼラチン等</p>	
26	紙・パルプ	<p>溶解パルプ（人絹パルプ）、製紙パルプ 洋紙…新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、包装用紙等 和紙…こうぞ紙、障子紙、ちり紙等 その他の紙…段ボール紙、ふすま紙、セロハン紙、板紙等 スフ糸…ビスコース、アセテート合成繊維糸…ビニロン、ナイロン、塩化ビニリデン、アクリル、ニトリル、ビニール 合成繊維長繊維糸…ビスコース人絹糸、ベンベルグ人絹糸、アセテート人絹糸等 人絹糸</p>	<p>ノート、アルバム、便箋は「その他の日用品」に分類</p>
27	化学繊維糸	<p>綿糸、麻糸、毛糸、生糸、絹撚糸</p>	<p>1. これらの糸の紡織半製品を含む</p>
28	その他の糸	<p>綿糸、麻糸、毛糸、生糸、絹撚糸</p>	<p>これらの糸の紡織半製品を含む</p>
29	化学繊維織物	<p>人絹織物、スフ織物 合成繊維織物…ビニロン、ナイロン、塩化ビニリデン等</p>	<p>これらの繊維二次製品（レース地、カーテン地等）を含む</p>
30	その他の織物	<p>綿織物、毛織物、絹織物、麻織物、屑繊維織物等</p>	<p>これらの繊維二次製品を含む</p>
31	缶詰・びん詰	<p>動・植物性製造食品のうち缶詰・びん詰、つぼ詰類等</p>	
32	砂糖	<p>砂糖…甘しょ糖、てん菜糖、粗糖、精製糖、角砂糖</p>	
33	飲料	<p>ビール、清酒、ジュース、清涼飲料水、味りん等</p>	
34	その他の食料工業品	<p>ハム、ベーコン、ソーセージ、バター、チーズ、粉乳練乳、小麦粉、澱粉、うどん、人造米、強化米、ジャム、つけもの、コーヒー、製茶（番茶、緑茶）、みそ、しょう油、マヨ</p>	<p>動・植物性製造食品（缶詰、びん詰、砂糖を除く。）</p>

35	織物製品	<p>ネーズ、香辛料（カレー粉、とうがらし粉、こしょう粉等） たばこ、食卓用塩、化学調味料、寒天、こうじ</p>	<p>葉たばこは「葉たばこ」に分類</p>
36	その他の日用品	<p>衣服類…下着、外衣、和服、洋服、たび、くつ下等</p>	<p>衣服類は「織物製品」に分類</p>
37	その他の日用品	<p>家庭用品…じゅうたん、畳、カーテン、毛布、手拭、座布とん等 身廻品…かばん、ハンカチ、エプロン、ベルト、かさ等 身辺細貨…バッチ、首飾、コンパクト、ネクタイピン、ライター等 はきもの…くつ、下駄、ぞうり、スリッパ等 文房具…鉛筆、万年筆、便箋、ノート、アルバム、定規、そろばん等 玩具…木製、ゴム製、金属製、布製等 運動娯楽用品…木製・金属製等のスポーツ用品、娯楽用品等 楽器…ピアノ、オルガン、ハーモニカ等 家具…たんす、キャビネット、机、寝台等 装飾用品…工芸品、ホームアクセサリー等 衛生暖房用具…浴槽、浄化槽、洗面器、ストーブ、ほうき等 台所及び食卓用品…ガス台、調理用品、バケツ、食器等 その他の日用品…歯ブラシ、ボタン、ファスナー、くし等</p>	<p>1. ガラス製の食卓用品は「板ガラス・同製品」に分類 2. 陶磁器製の台所用品及び食卓用品は「その他の窯業品」に分類</p>
38	ゴム製品	<p>再生ゴムの塊・棒・板・管、ゴムタイヤチューブ 工業用ゴム製品…ゴムホース、ゴムベルト、ゴム管等 その他のゴム製品…エポナイト製品、ゴムマット、ゴムテープ、氷枕、氷のう、フォームラバー等</p>	<p>1. 合成生ゴム、合成ゴムは「合成樹脂」に分類 2. 天然ゴムは「天然ゴム」に分類 3. ゴム靴は「その他の日用品」に分類</p>
38	その他の製造工業品	<p>皮製品…牛革、底革、ベルト革、パッキング等 木製品…ベニヤ、合板、積層材、パーティクルボード、ファイバーボード、天井板、マッチ軸木、コルク製品、輸送用以外の箱戸、障子、新建材等 紙製品…紡績紙筒、コンクリート紙筒、防湿筒ファイバーケース、テックス等 農器具…畜産用・養鶏用等器具等</p>	<p>1. 木製の家具、玩具は「その他の日用品」に分類</p> <p>2. 農業用機械は「その他の機械」</p>

		<p>草類製品…箆、すだれ、畳表、ござ等 その他の製造工業品…造花、マネキン人形、救命器具、医療用品（ガーゼ、脱脂綿等）等</p> <p>動物性飼・肥料…血粉、魚粉、骨粉、生さなぎ、貝殻粉飼料等 植物性飼・肥料…ぬか、はい芽、酒かす、大豆かす等 植物性飼料…でん粉かす、ビートパルプ、抗生物質飼料、牧草、まぐさ等 その他の製造飼・肥料…配合、混合飼料、たい肥、海草灰等</p>	<p>に分類</p> <p>1. メイズ、マイロ等の雑穀は「雑穀」に分類 2. 鉱物性天然肥料は「非金属鉱物」に分類 3. 化学肥料は「化学肥料」に分類</p>
39	動植物性飼・肥料	<p>石炭…石炭、亜炭 金属鉱…鉄鉱・その他の鉄属鉱、非鉄鉱 石炭製品…コークス、豆炭、煉炭、その他の石炭製品 くずもの…鉄くず、非鉄金属くず、くず紙、その他のくずもの 廃棄物 輸送用容器…金属製輸送用容器、ガラス製・紙製・繊維製・木竹製容器、コンテナ、その他の容器 取り合せ品…引越荷物、鉄道便荷物、貨物自動車便路線貨物、内航船舶小口混載貨物分類不能のもの</p>	<p>1. 工業用建築用の粘土陶土等は「非金属鉱物」に分類 2. 外装に用いる荷造用のもののみを、この分類に含む。</p>
40	雑品		

冷蔵倉庫品目分類表

		内 容 例
1	生 鮮 水 産 物	魚類、貝類（むき身を含む。）、その他の水産動物（いか、たこ、えび、かに、うに、なまこ、かめ、鯨等）で生鮮のもの、海藻類、魚汁等で生鮮のもの
2	冷 凍 水 産 物	1の冷凍したもの（魚のすり身、魚のフィレを含む。）で9の冷凍食品以外のもの
3	塩 干 水 産 物	1の塩蔵、素ぼし、塩ぼし、煮ぼし、みりんぼししたもの、蒸したもの、くん製のもの、魚卵、かずの子、たら子、すじ子、貝柱、するめ、ふかのひれ、節類（削節を含む。）等
4	水 産 加 工 品	魚肉練製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、煮だこ、すだこ、粕漬、いか調味品、なまり等
5	畜 産 物	鳥獣肉、鳥卵（液卵を含む。）の生鮮又は冷凍のもので9の冷凍食品以外のもの
6	畜 産 加 工 品	5を乾燥・塩蔵・くん製等加工したもの（ハム、ベーコン、羊腸等）、ミゾレ、シャーベット、アイスキャンデー等の冷菓類、牛乳等及びこれらの加工品（バター、チーズ、アイスクリーム、粉乳、練乳等）
7	農 産 物	野菜、果物、穀類、いも類の生鮮又は冷凍のもの（原材料用果汁を含む。）で9の冷凍食品以外のもの
8	農 産 加 工 品	7を乾燥・塩蔵・調理加工したもの（茶製品、つけ物、切干し、ジャム、果汁、調味料、パン、ケーキ、チョコレート、酒粕等）
9	冷 凍 食 品	農・畜・水産物に前処理（調理、加熱（ブランチングを含む。）、小分け、切断等）を施したうえ急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品で、冷凍食品としての表示（厚生労働省及び日本冷凍食品協会の表示）のあるもの（ただし、輸入品等で表示のないものであつても冷凍食品とみられるものは、この分類品目として扱う。）
10	そ の 他	薬品、バッテリー、蚕種、種子、原皮等の非食料品及び氷（自家貯氷を除く。）等